

大和高田市地域クラブの認定等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、大和高田市立中学校（以下「学校」という。）における部活動の教育的意義を継承し、及び発展させることを目的として、学校の部活動を地域展開するに当たり、当該部活動に代わって学校の生徒にスポーツ又は文化芸術の活動の場を提供する団体を認定し、又は登録することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域クラブ 学校の部活動（以下「部活動」という。）に代わって学校の生徒に対し、スポーツ又は文化芸術の活動の場を提供する団体をいう。
- (2) 地域クラブ活動 地域クラブが展開するスポーツ又は文化芸術の活動をいう。
- (3) 認定 地域クラブを認定し、認定資格を付与することをいう。
- (4) 登録 地域クラブを登録し、登録資格を付与することをいう。
- (5) 認定地域クラブ 認定を受けた地域クラブをいう。
- (6) 登録地域クラブ 登録を受けた地域クラブをいう。

(認定又は登録の対象となる地域クラブ)

第3条 認定地域クラブは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 学校の生徒に対し、週3回以上の地域クラブ活動を提供すること。
- (2) 活動の拠点が市内であること。
- (3) 成年の代表責任者がいること。
- (4) 地域クラブに参加する者の過半数が学校の生徒であること。
- (5) 1の地域クラブ活動につき5人以上の参加者が存すること。
- (6) 運営が、専ら営利を目的としたものでないこと。
- (7) 団体としての組織を備え、多数決の原理が行われ、その構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等、団体としての重要な点が確定していること。
- (8) 1年又は1月を単位とした活動計画を策定し、及び公表していること。
- (9) 地域クラブ活動の指導者、参加者等に対し、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入させていること。
- (10) 市が策定する地域クラブの運営に関するガイドラインを遵守し、これに適合

した規約（これに代わる定款を含む。以下同じ。）が定められていること。

2 登録地域クラブは、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 学校の生徒に対し、週3回以上の地域クラブ活動を提供すること。
- (2) 活動の拠点が原則として市内であること。
- (3) 成年の代表責任者がいること。
- (4) 運営が、専ら営利を目的としたものでないこと。
- (5) 地域クラブ活動の指導者、参加者等に対し、自身の怪我等を補償する保険又は個人賠償責任保険に加入させること。
- (6) 市が策定する地域クラブの運営に関するガイドラインを遵守し、これに適合した規約が定められていること。

(認定又は登録の申請等)

第4条 認定又は登録（以下「認定等」という。）を受けようとする地域クラブの代表者は、認定等の申請を行う旨の書面に次に掲げる書類を添付して、教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 前条第1項第10号又は同条第2項第6号に規定する規約
- (2) 認定を受けようとする場合にあっては、前条第1項第8号に規定する活動計画
- (3) 地域クラブの運営に係る収支予算書
- (4) 地域クラブの参加者に係る名簿
- (5) 前各号に掲げるもののほか教育委員会が必要と認める書類

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、認定等の可否を決定した上で、地域クラブの代表者に通知しなければならない。

3 教育委員会は、前項の規定により認定等を行うときは、当該認定等の内容について、地域クラブの認定等の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(認定等の変更)

第5条 前条第2項の規定による認定等を受けた地域クラブの代表者（以下「認定等地域クラブ代表者」という。）は、当該認定等を受けた事項を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(必要な調査等)

第6条 教育委員会は、必要があると認めるときは、認定等地域クラブ代表者に対し、地域クラブの運営状況について報告を求め、又は現地調査を行うことができる。

(認定等の有効期間)

第7条 認定等の有効期間は、認定等を受けた日の属する年度の翌々年度の3月31日(認定等が更新されたものにあつては、当該更新される前の認定等の有効期間が満了する日の翌日の属する年度の翌々年度の3月31日)までとする。

(認定等の更新)

第8条 認定地域クラブ又は登録地域クラブ(以下「認定地域クラブ等」と総称する。)は、前条に規定する有効期間が経過した後も引き続き認定等の継続を希望するときは、教育委員会に対し、認定等の更新について申請することができる。

2 前項の申請は、すでに認定等を受けている当該認定等の有効期間が満了する日の3月前から1月前までの間に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があると教育委員会が認めるときは、この限りでない。

(認定等の取消し)

第9条 教育委員会は、認定等地域クラブ等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認定等を取り消すことができる。

(1) 第3条第1項又は第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により認定等を受けたとき。

(3) 教育委員会が行う指導、命令等に従わないとき。

(4) 認定等地域クラブ代表者から認定等の取消しの届出があつたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が認定等について不適當であると認めたとき。

2 教育委員会は、前項の規定により認定等を取り消すときは、認定等地域クラブ代表者にその旨を通知するものとする。

(必要な支援)

第10条 教育委員会は、認定地域クラブ等及び認定地域クラブ等に参加する学校の生徒に対し、必要な支援を行うものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 地域クラブの認定等に係る申請に必要な行為は、この告示の施行の日前においても行

うことができる。

(令和8年度における認定の特例)

- 3 教育委員会は、この告示の施行の日から起算して1年以内に第3条第1項各号に掲げる認定の要件を満たす見込みのある地域クラブがあるときは、第4条第2項の規定による認定を受ける前においても、当該地域クラブに対し、必要な指導、助言等を行うことにより、当該地域クラブを認定地域クラブとみなすことができる。